

議案第28号

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月17日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 債権の名称

ペットボトル売払収入

2 債務者

兵庫県宍粟市山崎町●●●●●●●●●●  
●●●●●●●●●●

3 債権金額等

元金5,055,573円及び元金に係る遅延損害金

4 放棄の理由

上記債務者は、法人としての実体がなく、資力回復等による債権の回収が見込めないため。